

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ショーエイコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 芝 原 英 司
(JASDAQ コード番号：9385)
問合せ先 専務取締役 有 村 芳 文
電話番号 06-6233-2636

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 50 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 今後の事業活動の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。
- (4) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 23 条の役付取締役に取締役会長、取締役副社長を追加するものであります。
- (5) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条 (条文省略) (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) プラスチックフィルムの製袋およびその加工販売ならびに輸出入 (2) 包装資材の小売業および輸出入 (3) 郵便物およびカタログ等の作成(封入、封緘、宛名ラベル作成および区分け等)および発送の包括請負業務 (4) 物品の仕分け、検品、包装、梱包および発送の包括請負業務 (5) 販売促進用宣伝資材の企画製作および販売 (6) 包装用パッケージの製造および販売 (7) 包装・梱包用機械の販売 (8) プラスチック製食品容器の販売 (9) 医薬部外品、化粧品等の製造および販売 (10) 紙製品、文房具、事務用品、日用品雑貨化粧品の販売 (11) 第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送) (12) <u>アウトソーシング業務の受託および支援</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 上記各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 20 条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 21 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1) プラスチックフィルムの製袋およびその加工販売ならびに輸出入 (2) 包装資材の小売業および輸出入 (3) 郵便物およびカタログ等の作成(封入、封緘、宛名ラベル作成および区分け等)および発送の包括請負業務 (4) 物品の仕分け、検品、包装、梱包および発送の包括請負業務 (5) 販売促進用宣伝資材の企画製作および販売 (6) 包装用パッケージの製造および販売 (7) 包装・梱包用機械の販売 (8) <u>プラスチック製品、原材料の販売および輸出入</u> (9) 医薬部外品、化粧品等の製造および販売 (10) 紙製品、文房具、事務用品、日用品雑貨化粧品の販売 (11) 第一種貨物利用運送事業(貨物自動車運送) (削除)</p> <p>(12) <u>日用品雑貨、インテリア用品の企画、製造および販売ならびに輸出入</u> (13) <u>園芸用品、園芸用薬品、肥料の製造および販売ならびに輸出入</u> (14) 上記各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第 20 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 21 条 当社の取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第 22 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>である取締役を選任することができる。</p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>5 補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p>3 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役への委任</u>)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第36条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)
(新設)	<u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができるものとする。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	<u>第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議方法)
(新設)	<u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u>
(新設)	(監査等委員会規程)
(新設)	<u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(選任方法)
(新設)	<u>第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	(任期)
(新設)	<u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第6章 計算	第7章 計算
第38条～第41条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)